

平成 26 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ピックルスコーポレーション

代表者名 代表取締役社長 宮本 雅弘

(JASDAQ・コード2925)

問合せ先 取締役経理部長兼財務部長 三品 徹

(TEL. 04-2998-7771)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成26年10月16日開催の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して 実施していくことを利益配分の基本方針としております。この方針に基づき平成26年2月期は、1株当たり 12円の配当を実施しております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするためです。

当社は、平成 26 年 4 月 15 日開催の取締役会決議(取得期間:平成 26 年 4 月 16 日~平成 26 年 4 月 30 日、取得株式数(上限): 400,000 株、取得価額の総額(上限): 320,000,000 円)に基づき、平成 26 年 4 月 18 日に、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)によって、親会社である東海漬物株式会社(以下「東海漬物」といいます。)が保有する当社普通株式のうち 300,000 株(本日現在の当社の発行済株式総数(6,398,000 株)に対する割合(以下「保有割合」といいます。)4.69%(小数点以下第三位を四捨五入。保有割合を含む割合の計算において、以下同じとします。))について、1 株当たり810 円で取得(取得価額の総額:243,000,000 円)を行っております。これにより、東海漬物が保有する当社普通株式の数は2,676,700株(保有割合41.84%)となっております。

当社は、東海漬物の完全子会社として昭和 52 年に設立されて以来、親会社である東海漬物との間で、事業活動や経営判断等において独立性を十分に保ちながら、良好な関係のもとに事業を営んでまいりました。東海漬物の保有割合は、当社が日本証券業協会に株式を店頭登録した平成 13 年 12 月には 49.67%、平成 25 年 12 月には立会外分売により 46.55%、平成 26 年 4 月には上記のとおり自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)によって 41.84%と、段階的に減少して今日に至っております。

今日の食品業界においては、消費者の安全・安心への意識の高まりや低価格志向が続いており、フードディフェンスを含めた食の安全・安心への取り組みの強化、円安による原材料価格高騰への対応などが求められておりますが、食の安全管理の徹底や食品原材料の安定確保以外にも、価格競争の激化、少子高齢化など多くの課題があります。

このような事業環境の中で当社が更なる成長・発展を継続していくためには、今まで以上に意思決定のスピードを速め、環境の変化にフレキシブルに対処できる体制を確立していく必要があると考えております。

上記の考えの下、当社は、平成26年5月から今後の資本政策の在り方について本格的な検討を開始いたしました。その結果、当社が親会社の経営戦略の影響を受けずに当社独自の経営判断を実行することにより当社独自の企業価値向上を図ることのできる体制を構築するためには、東海漬物の保有割合を下げる必要があること、また仮に東海漬物の保有する当社普通株式の売却により一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合に生じ得る当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案して、当社が当社普通株式を自己株式として取得することが望ましいとの結論に至りました。

そこで、当社は、平成26年5月下旬に東海漬物に対し、東海漬物が保有する当社普通株式の一部の売却の検討を打診し、東海漬物との間で意見交換を行ってまいりました。平成26年7月下旬には、東海漬物より、当社普通株式の売却について前向きに検討する旨の返答を受けました。

これを受け、当社は、東海漬物の保有する当社普通株式を自己株式として買い受けることについて具体的な 検討を行った結果、当社が自己株式として買い受けることは、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政 策の遂行、資本効率の改善及び株主への利益還元を可能とするものであり、また、当社の成長をより重視し た事業戦略を策定し、かつ、これに基づいた経営判断を実行することが可能となることから更なる企業価値 の向上につながり得ると判断いたしました。自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、 取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、東海漬物以外の株主にも応募の機会を提供できる点で、 公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たり の買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引 所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行 われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考 えました。さらに、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況そ の他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましい と考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重す る観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けるこ とが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にするこ とといたしました。

上記検討を経て、当社は、平成26年8月上旬、東海漬物に対して、当社普通株式の市場価格を基礎として、一定期間の株価変動を考慮した過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び最新の株価を反映していると考えられる直前終値を勘案し、一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合における応募の可否を打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

その後、当社は、平成 26 年 10 月 15 日に、短期的な株価変動の影響をなるべく受けない期間として同日までの過去 1 ヶ月間の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)JASDAQ(スタンダード)市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)における当社普通株式の終値の単純平均値 800 円(小数点以下切上げ)に対して 9.38%(小数点以下第三位を四捨五入)のディスカウントを行った価格である 725 円を本公開買付価格とすることを東海漬物に提案したところ、同日、東海漬物より、当社が本公開買付けの決議をした場合には保有する当社普通株式 2,676,700 株(保有割合 41.84%)のうち、1,400,000 株(保有割合 21.88%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年10月16日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年10月16日の前営業日(同年10月15日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の単純平均値800円(小数点以下切上げ)に対して9.38%(小数点以下第三位を四捨五入)のディスカウントを行った価格725円とすることを決議いたしました。本公開買付けにおける買付予定数については、本公開買付けに要する資金の一部に借入を予定しているため、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、東海漬物が応募を予定している1,400,000株(保有割合にして21.88%)を上限とするのが適切であると判断いたしました。本公開買付けに要する資金については、800,000千円の借入金を調達する予定ですが、当社の財務体質、キャッシュ・フローの状況、将

来の業績見通し等に鑑みて、当社の事業運営や利益分配の方針等に影響を与えることなく返済を行っていくことは可能であり、当社の財務の健全性及び安定性は確保されると判断いたしました。

なお、上記取締役会においては、当社取締役である永井英朗氏は、東海漬物の代表取締役副社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、本公開買付けについて具体的な検討を開始した平成26年7月下旬以降、当社内での検討及び当社と東海漬物との協議には参加しておらず、また、当社の本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議にも参加しておりません。

当社は、東海漬物より、平成26年10月16日付で公開買付けに関する応募同意書(以下「応募同意書」といいます。)を受け入れております。応募同意書において、東海漬物は、保有する当社普通株式2,676,700株(保有割合41.84%)のうち、1,400,000株(保有割合21.88%)を本公開買付けに応募する旨の誓約をしております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。また、本公開買付けに応募しない当社普通株式については、当面は保有する意向であると伺っております。

本公開買付けにより、東海漬物は当社の親会社ではなくなり、その他の関係会社に該当することとなる見込みです。なお、本公開買付けにおいて、東海漬物が応募する旨の誓約をしている株式 1,400,000 株全てを当社が取得した場合には、東海漬物が保有する当社普通株式は 1,276,700 株 (保有割合 19.95%)、議決権割合 (議決権数は、平成 26 年 10 月 15 日に提出した第 39 期第 2 四半期報告書に記載している平成 26 年 8 月 31 日現在の 60,934 個から、本公開買付けによって東海漬物から取得する自己株式 1,400,000 株に係る議決権数 14,000 個を差し引いた 46,934 個としております。) は 27.20%となります。また、本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が買付予定数を上回った場合にはあん分比例となり、当社は東海漬物が応募する旨の誓約をしている株式 1,400,000 株のうちの一部を取得することとなりますが、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった株式について東海漬物が引き続き保有するかどうかの方針は未定と伺っております

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1)決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額	
普通株式	1,400,100 株(上限)	1,015,072,500円(上限)	

- (注1) 発行済株式総数 6,398,000 株
- (注2)発行済株式総数に対する割合 21.88%
- (注3) 取得する期間 平成26年10月17日 (金曜日) から平成26年12月31日 (水曜日) まで
- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

1	取締役会決議	平成 26 年 10 月 16 日(木曜日)
② 公開買付開始公告日		平成 26 年 10 月 17 日(金曜日)
		電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。
		(電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
3	公開買付届出書提出日	平成 26 年 10 月 17 日(金曜日)
4	買付け等の期間 (以下「公開買付期間」 といいます。)	平成 26 年 10 月 17 日 (金曜日) から 平成 26 年 11 月 17 日 (月曜日) まで (21 営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金725円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。さらに、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

上記検討を経て、当社は、平成26年8月上旬、東海漬物に対して、当社普通株式の市場価格を基礎として、一定期間の株価変動を考慮した過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び最新の株価を反映していると考えられる直前終値を勘案し、一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合における応募の可否を打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

その後、当社は、平成 26 年 10 月 15 日に、短期的な株価変動の影響をなるべく受けない期間として同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所 J A S D A Q 市場における当社普通株式の終値の単純平均値 800 円 (小数点以下切上げ)に対して 9.38% (小数点以下第三位を四捨五入)のディスカウントを行った価格である 725 円を本公開買付価格とすることを東海漬物に提案したところ、同日、東海漬物より、当社が本公開買付けの決議をした場合には保有する当社普通株式 2,676,700 株 (保有割合 41.84%)のうち、1,400,000株 (保有割合 21.88%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年10月16日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年10月16日の前営業日(同年10月15日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の単純平均値800円(小数点以下切上げ)に対して9.38%(小数点以下第三位を四捨五入)のディスカウントを行った価格725円とすることを決議いたしました。

本公開買付価格である 725 円は、本公開買付けの実施を決議した平成 26 年 10 月 16 日の前営業日(同年 10 月 15 日)の東京証券取引所 JASDAQ市場における当社普通株式の終値 780 円から 7.05%(小数点以下第三位を四捨五入)、同年 10 月 15 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 799 円(小数点以下を四捨五入)から 9.26%(小数点以下第三位を四捨五入)、同年 10 月 15 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 789 円(小数点以下を四捨五入)から 8.11%(小数点以下第三位を四捨五入)を、それぞれディスカウントした金額になります。

なお、当社は、平成 26 年 4 月 15 日開催の取締役会決議(取得期間: 平成 26 年 4 月 16 日~平成 26 年 4 月 30 日、取得株式数(上限): 400,000 株、取得価額の総額(上限): 320,000,000 円)に基づき、平成 26 年 4 月 18 日に、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)によって、親会社である東海漬物が保有する当社普通株式のうち 300,000 株(保有割合 4.69%)について、1 株当たり 810 円で取得(取得価額の総額: 243,000,000 円)を行っております。当該取引における価格(1 株当たり 810 円)は、取引日の前営業日の終値であるのに対し、本公開買付価格(1 株当たり 725 円)は、上記のとおり、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値に対してディスカウントを行っているため、85 円の差異が生じております。

② 算定の経緯

当社は、平成26年5月下旬に東海漬物に対し、東海漬物が保有する当社普通株式の一部の売却の検討を打診し、東海漬物との間で意見交換を行ってまいりました。平成26年7月下旬には、東海漬物より、当社普通株式の売却について前向きに検討する旨の返答を受けました。

これを受け、当社は、東海漬物の保有する当社普通株式を自己株式として買い受けることが、上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、更なる企業価値の向上につながり得ると判断し、自己株式の具体的な取得方法につきましては、東海漬物以外の株主にも応募の機会を提供できる点で、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。さらに、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

上記検討を経て、当社は、平成 26 年 8 月上旬、東海漬物に対して、当社普通株式の市場価格を基礎として、一定期間の株価変動を考慮した過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び最新の株価を反映していると考えられる直前終値を勘案し、一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合における応募の可否を打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

その後、当社は、平成 26 年 10 月 15 日に、短期的な株価変動の影響をなるべく受けない期間として同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所 J A S D A Q 市場における当社普通株式の終値の単純平均値 800 円 (小数点以下切上げ)に対して 9.38% (小数点以下第三位を四捨五入)のディスカウントを行った価格である 725 円を本公開買付価格とすることを東海漬物に提案したところ、同日、東海漬物より、当社が本公開買付けの決議をした場合には保有する当社普通株式 2,676,700 株 (保有割合 41.84%)のうち、1,400,000株 (保有割合 21.88%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年10月16日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年10月16日の前営業日(同年10月15日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の単純平均値800円(小数点以下切上げ)に対して9.38%(小数点以下第三位を四捨五入)のディスカウントを行った価格725円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,400,000 株	一株	1,400,000 株

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数(1,400,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(1,400,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による 単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株 式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

1,039,000,000 円

※買付予定数 (1,400,000 株) を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用 (本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用) の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 (公開買付代理人)

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成 26 年 12 月 10 日 (水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注)公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について(※)

(i) 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額) のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%(所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

(ii) 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。

(iii) 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額) のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所 得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成26年11月17日までに租税条 約に関する届出書をご提出ください。

(※) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。 上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

② 当社は、当社の親会社である東海漬物より、平成26年10月16日付で応募同意書を受け入れております。 応募同意書において、東海漬物は、保有する当社普通株式2,676,700株(保有割合41.84%)のうち、1,400,000株(保有割合21.88%)を本公開買付けに応募する旨の誓約をしております。 なお、かかる応募の前提条件は存在しません。また、本公開買付けに応募しない当社普通株式については、当面は保有する意向であると伺っております。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本公開買付けにおいては、当社の支配株主である東海漬物(保有割合 41.84%)からの取得が予定されているため、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める支配株主との重要な取引等に該当します。

当社が、平成26年5月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

同指針では、「東海漬物株式会社及びその子会社との取引は、他の一般取引先と同様の適切な条件とすることを基本方針として取引実行を決定するなど、少数株主を害することのないよう適切に対応してまいります。」としております。そのため当社は、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載の措置を講じており、少数株主の保護について適切に対応していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、平成 26 年 10 月 16 日開催の取締役会において、支配株主との利害関係のない取締役 6 名及び監査役 3 名が、本公開買付けが、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行を可能とすることを主たる目的として実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により本公開買付けの実施に関する決議を行い、また出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられました。本公開買付けに関して、東海漬物の代表取締役副社長を兼務している永井英朗氏は、上記取締役会における審議及び決議に参加しておらず、決定の独立性は確保されております。

本公開買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることといたしました。

また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社は、本公開買付けの公正性を担保し、本公開買付けへの応募を予定している当社の親会社である東海漬物と当社の少数株主との間の利益相反を回避することを目的として、平成26年10月16日付で、東海漬物との間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外監査役松野昭氏より、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見を入手しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から 入手した意見の概要

当社は、平成26年10月16日付で、東海漬物との間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外監査役松野昭氏より、本公開買付けは、「経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的としていること」「少数株主に対して不利益を与える目的などがあって実施されるものではないこと」「株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、自己株式の具体的な取得方法については、公開買付けの手法によって実施されることにより、当社の株主に対して取引機会が平等に設けられていること」「本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を買付価格としており、よって特に有利な条件での取引には該当しないものと考えること」「東海漬物の代表取締役副社長を兼務している取締役永井英朗氏が、本公開買付けについて具体的な検討を開始した平成26年7月下旬以降、当社内での検討及び当社と東海漬物との協議には参加しておらず、また、当社の本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議にも参加せず、これらにより、取締役の意思決定の公正性が確保されること」「本自己株式取得は当社の企業価値の向上に資するものと考えられること」などを総合的に判断すると、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見を入手しております。

(ご参考) 平成26年9月30日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く。) 6,094,486 株 自己株式数 303,514 株

以上